

# 竜王町体育施設利用時の 感染拡大防止チェックリスト(利用者向け)

## 利用者が遵守すべき事項

- 以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせる
  - 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
  - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
  - 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は該当在住者との濃厚接触がある場合
- マスクを持参すること（来館時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用）  
※運動スポーツ中のマスクの着用は利用者の判断で使用してください。マスクを着用して運動やスポーツを行った場合、十分な呼吸ができずに人体に影響を及ぼす可能性があります。
- こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること
- 他の利用者、施設管理者スタッフ等との距離（できるだけ2m以上）を確保すること（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）
- 利用中に大きな声で会話、応援等をしないこと
- 感染防止のために竜王町教育委員会が決めた事項の遵守、管理人の指示に従うこと
- 利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、生涯学習課に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること
- 施設利用前後のミーティング等においても、三つの密を避けること

## 利用者が運動やスポーツを行う際の留意点

- 十分な距離の確保
  - 運動やスポーツの種類に関わらず、運動やスポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離を空けること（介助者や誘導者の必要な場合を除く）  
※感染予防の観点からは、少なくとも2mの距離を空けることが適当である。
  - 強度が高い運動やスポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空けること
  - 水泳時などでマスクをしていない場合には、十分な距離を空けるよう特に留意をする必要があること
- 位置取り：走る・歩く運動・スポーツにおいては、前の人の呼気の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取ること
- 運動やスポーツ中に唾や痰をはくことは極力行わないこと
- タオルの共用はしないこと
- 利用団体等が運動やスポーツの際の栄養補給等として飲食物を利用者に提供する際は、以下などに配慮して適切に行うこと
  - 利用者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること
  - スポーツドリンク等の飲料については、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップで提供すること
  - 飲食物の取り扱いにはくれぐれも注意するとともに、飲食物を取り扱うスタッフは必ずマスクを着用すること

【参考】スポーツ庁社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン

竜王町教育委員会事務局 生涯学習課 TEL：0748-58-3711（土日夜間は宿直室につながります）